

総合地球環境学研究所施設見学規則

平成 27 年 4 月 1 日制 定
規則第 100 号
令和 6 年 4 月 1 日最終改正

(目的)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の施設見学等（以下「見学」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 見学は、研究所の設置目的、活動内容等を多くの方々に理解してもらい、広く社会に開かれたものとなるよう実施するものとする。

(見学の申込)

第 3 条 見学の申込は、見学希望日の 1 年前から受け付けるものとし、見学を希望する個人又は団体の代表者は、別記様式の申込書を広報室に、原則として見学を希望する日の 3 週間前までに提出するものとする。

(見学の受入)

第 4 条 第 3 条に定める見学の申込があったときは、広報室長は関係する各部署の意見を聴いた上で、受入れの可否を判断するものとする。

(施設案内及び施設概要等説明の取扱い)

第 5 条 施設案内及び施設概要等説明（以下「施設案内等」という。）の取扱は次のとおりとする。

- 一 施設案内等は、広報室のほか研究所の職員が適宜協力して行うものとする。
- 二 見学の全体スケジュールの連絡調整、研究所各部署で作成した資料等の取りまとめは広報室において行うものとする。

(見学許可の取消)

第 6 条 広報室長は、次の各号の一に該当するときは、見学許可を取り消すものとする。

- 一 研究所において施設見学を受け入れられない事情が生じ、日程の変更等ができない場合
- 二 第 3 条により提出された申込書の記載内容に虚偽がある場合

三 見学者が器物を破損する等の重大な加害行為を行った場合又はそのおそれがあると思われる場合

四 その他研究所として見学をさせることが適当でないと判断した場合

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

令和 年 月 日

総合地球環境学研究所長 殿

申込者（住所）
（氏名又は団体名）
（団体の場合は代表者職・氏名）

施設見学申込書

このたび貴研究所施設を見学したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 施設見学の目的

- 2 見学希望日時
令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
- 3 個人又は団体の概要（人数、学生・生徒の場合は学年等）

- 4 引率責任者（所属・職・氏名・連絡先等）
 ※個人で複数の場合も氏名・連絡先・大人と子供の構成人数は記載してください。

- 5 その他（交通手段、班編制、見学施設のうち特に希望するところ等）

（裏面の留意事項を参照してください。）

(留意事項)

- 1 申込は、見学希望日の3週間前までに、メール、FAX、郵送のいずれかの方法で行ってください。
- 2 申請書は、HP (<http://www.chikyu.ac.jp/about/facilities/>) から取得できます。
- 3 来所に際して大型バスを利用される場合、および車椅子を利用される方がいる場合は事前にお知らせください。
- 4 見学の際には以下にご留意ください。
 - (1) 見学に際しては、係員の指示に従ってください。
 - (2) 施設内では、許可された場所以外では写真、ビデオカメラ等による撮影を行わないでください。
 - (3) 施設内にある物品を棄損したり無断で持ち帰ったりしないでください。
 - (4) 施設内においては、飲食したり、騒いだりしないでください。
- 5 アンケート調査にご協力ください。

問い合わせ先

〒603-8047
京都府京都市北区上賀茂本山 457-4

総合地球環境学研究所

広報室 Tel : (075) 707-2482

Fax : (075) 707-2515

Mail : kikaku@chikyu.ac.jp